

令和7年2月17日
消費者庁消費者安全課

生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領の改訂案
に関する意見募集の結果について

消費者庁では、「生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領の改訂案」について、令和6年12月6日から令和7年1月14日までの間、広く国民の皆様に御意見を募集したところ、3件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見2件）の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関係する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和6年12月6日（金）から令和7年1月14日（火）まで
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
年末年始を跨ぐ意見募集期間の設定はただでない。実質的に募集期間を短縮していないか。手続き上問題ないか問う。期間延長も検討するべきではないか。	意見公募手続の意見提出期間については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項において30日以上と規定されているところ、本意見公募では年末年始の休日に鑑み、意見提出期間を40日間に延長しております。
香害を発生させる人工化学物質の報告義務を設けるべきである。非科学的、政治的なでっち上げの問題だが、対策として必要。	御意見として承ります。
今回の「生命身体事故等に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」の改訂案について、私はいくつかの懸念を抱いております。特に以下の点について慎重な検討をお願いしたいと考えます。 1) 消費者事故情報の公表に関する配慮 改訂案は消費者事故情報や重大製品事故情報を定期的に公表することを規定してい	御意見については、今後の運用に当たっての参考とさせていただきます。

ますが、これに関しては消費者の安全を守るために重要な措置である一方で、情報公開のタイミングや内容には十分な配慮が必要だと感じます。特に、事業者の不利益が及ぶ可能性がある場合でも消費者の利益を優先する姿勢は理解できますが、事業者への影響も考慮しつつ、バランスを取ることが重要だと思います。

2) 被害者のプライバシーへの配慮

公表される消費者事故情報には、被害者のプライバシーに関わる情報も含まれる可能性があります。その取り扱いについては慎重を期すべきです。改訂案には「被害者等の意向」を尊重する旨の記載がありますが、具体的にどのような配慮がされるのか、より明確なガイドラインが必要ではないかと考えます。被害者の権利が適切に守られるよう、詳細な指針の設定が求められます。

3) 公表基準と範囲の明確化

重大製品事故情報についても公表が規定されていますが、公表の基準や範囲については、もう少し明確に示されるべきです。過剰な情報公開が事業者にとって不当な影響を与えないよう、どの情報を公表するかについて慎重に判断する必要があると思います。特に、事業者の信頼性やブランドへの影響についても十分に考慮されるべきです。

改訂案は消費者の安全を最優先にするための大切な一歩であると理解していますが、上記の点についてさらに配慮し、改善の余地があると思います。消費者の利益を守ると同時に、事業者や被害者への配慮も行き届いた形で進めていただけることを願っています。